

(6) 特定区域：目黒通り沿道の色彩基準

ア. 色彩基準の考え方

- 目黒通り沿道には、用途地域によって土地利用が異なるものの、低層部に商業施設があり、中層部が住宅や業務施設となっている建築物が大部分を占めています。
- 歩行者から見える街並み景観は、低層部の用途と色彩に大きく左右されており、一方車等から見える街並み景観は、中層部の形態、意匠、色彩に左右されています。
- 上記のことから、低層部（高さ10mまで）と中層部以上については、色彩基準を分けて設定します。

(ア)低層部

- 目黒通りの特徴となっている石垣の色彩の調和を可能とするため、低い明度の色について、使用することを可能とします。

(イ)中高層部

- 中高層部の色彩基準は、用途地域に対応し、住宅地及び住工混在地・商業地の色彩基準に準じたものとします。

イ. 色彩基準

(ア)低層部

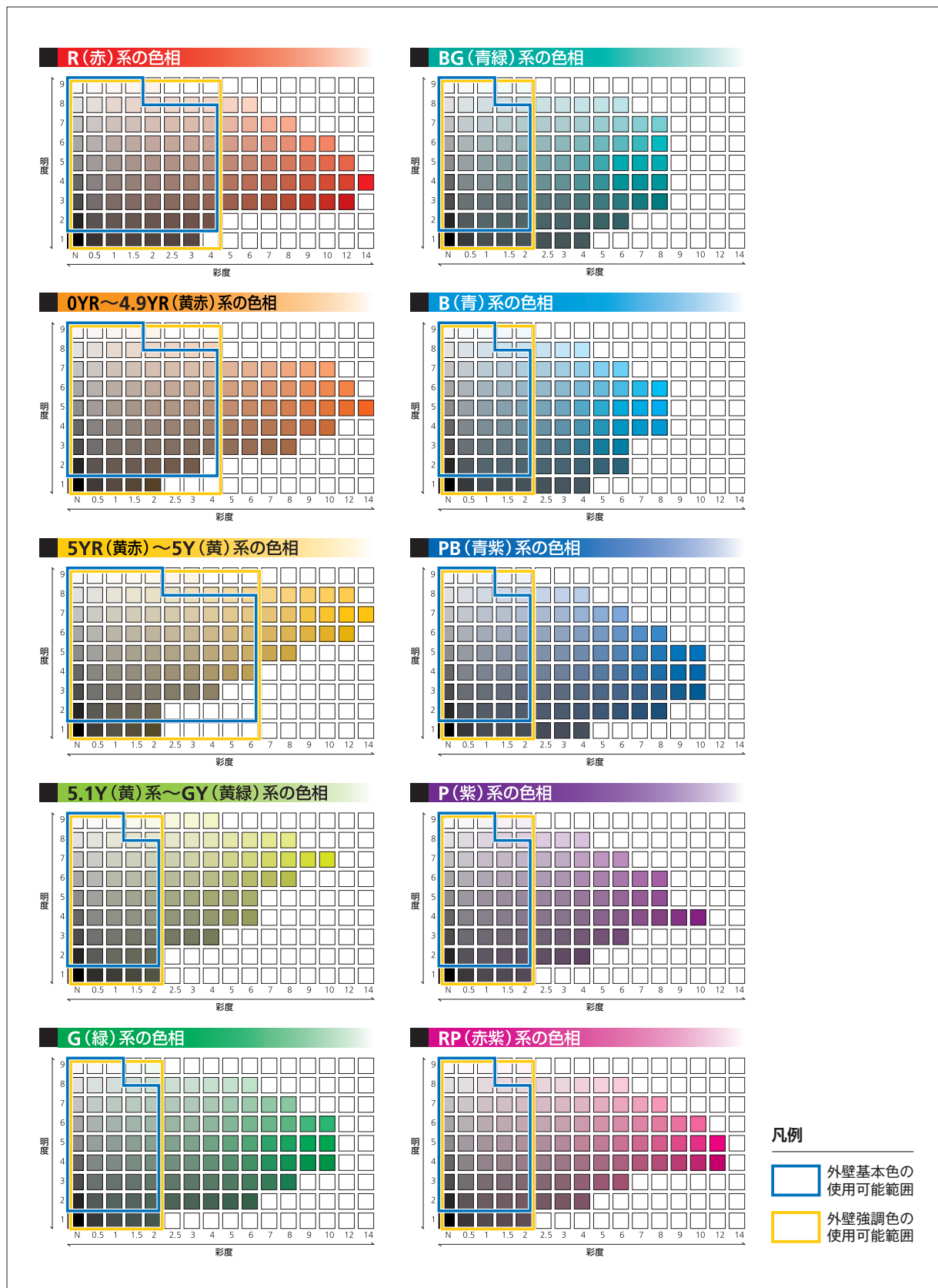
■表IV-49 使用可能色

①住宅地・住工混在地・商業地（高さ10m以下の部分）

基準の適用部分	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	2以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	2以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	2以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

注) 目黒通り沿道の石垣と色彩の調和を図るため明度の下限を広げて設定。

■ 図IV-35 色彩基準による使用可能色 (目黒通り沿道低層部)



(イ)中高層部

■表IV-50 使用可能色

①住宅地 (高さ10mを超える部分)

基準の適用部分	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	3以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	5以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	1.5以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

注) 現行住宅地の色彩基準に準ずる。(P.115参照)

■表IV-51 使用可能色

②住工混在地・商業地 (高さ10mを超える部分)

基準の適用部分	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

注) 現行住工混在地・商業地の色彩基準に準ずる。(P.117参照)